

日本国憲法  
教育基本法  
学校教育法

## 山田小学校いじめ防止基本方針

県・市の基本方針  
いじめ防止等の対策  
に関する基本理念

### 学校教育目標

夢や目標に向かって自ら学び、心豊かでたくましく生きる子どもの育成

#### 【関係機関との連携】

(市教育委員会・警察・医療機関・児童相談所・市役所・SSW・SC等)

#### 【生徒指導対策委員会(いじめ不登校対策委員会)】 (年間計画の作成・実行・検証・修正の中核)

- ・ 目的・役割  
いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員や専門的な知識を有する関係者により構成されるいじめの防止等の対策のために組織を置く。学校の取組が計画通り進んでいるかのチェック、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証等をPDCAサイクルで行っていく。
- ・ 組織構成  
管理職、生徒指導主任、教育相談係、養護教諭、その他必要に応じた関係者及び外部専門家

#### 【家庭・地域との連携】

(PTA生活指導部・学校評議委員会・学校関係者評価委員会・民生委員等)

#### 【教育活動の重点】

<全教育活動において>

- ・ 子どもの安心・安全を最優先するとともに、善悪を正しく判断し、社会規範を守ろうとする子どもの育成を図る。
- ・ 基本的な生活習慣の形成と健康の保持・増進を図り、健やかな心身をもつ子どもの育成を図る。
- ・ 基礎的・基本的な知識及び技能を身に付けさせ、これらを活用して課題を解決するための能力を育み、主体的に学習する態度を養う。
- ・ 家庭や地域との連携を図り、特色ある教育活動を展開する。

<子どもの主体的な活動>

- ・ 児童会目標を中心とした自主的な活動を推進させ、学校生活をよりよいものにしていくとする意欲を高めるなどの児童会活動の充実を図る。

#### 【いじめの防止対策】

- ・ 教職員は、いじめ問題はどこにでも起こりうるという認識の下、いじめは深刻な人権侵害だということを念頭に置き、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯でいやしい行為」という確固たる意志を表明し、日々の指導に当たる。
- ・ 心が通じ合うコミュニケーション能力を育み、子どもが主体的に活動できる、また互いを認め合える授業作りや集団作りを行う。
- ・ 情報モラル教育を推進し、子どものモラルの向上を図り、保護者への啓発にも努める。
- ・ 子どもは、「学校は、誰もが平等に安心して生活できる場所である」ということを認識し、いじめは絶対に許されないということを全教育活動を通して理解する。
- ・ 保護者は、いじめ問題はどこにでも誰にでも起こりうるということを認識し、地域社会・学校みんなで子どもを育てていくという意識をもつ。また、子どもがストレスに適切に対処できるように、日頃から子どもの様子をよく観察し、助言したり、温かく見守ったりする。

#### 【いじめの早期発見への対策】

- ・ 教職員は、日頃から子どもとの信頼関係構築に努め、子どもが出すサインを見逃さないようにアンテナを高く保ち、いじめ問題に対し、早い段階での的確な関わりをもつ。
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、子どもが相談しやすい環境を整え、いじめ問題の実態把握に努める。
- ・ 子どもは、悩み等がある場合、一人で抱え込まず、相談することは恥ずかしいことではなく誰かに相談するべきだということを理解し、先生や保護者にすぐに相談する。
- ・ 保護者は、日頃から子どもの様子を注意深く見守り、子どもの変化に気付く努力をする。さらに、問題発見時はすぐに学校に相談し、学校・地域社会と連携して問題解決に当たる。

#### 【いじめに対する措置】

- ・ いじめを発見した場合は、特定の教職員で抱え込まず、いじめ不登校対策委員会を中核として速やかに対応し、被害にあった子どもを守り通す。
- ・ 教職員は、事実をよく把握した上で、被害者・加害者の子どもの心のケアを行い、再発防止に向けて指導する。
- ・ 重大ないじめ問題と認められる場合は、直ちに専門機関と連携して対応していく。
- ・ 被害にあった子どもは、事情や心情の聴取を受け、その子どもの状態に応じた継続的な支援を受ける。
- ・ 加害者となった子どもは、再発防止に向けて適切な指導を受けるとともに、子どもの状態に応じた継続的な指導及び支援を受ける。
- ・ いじめ問題に関係のある学級、そして学校全体では、事実を明らかにした上で、それぞれに応じた聴取や指導、心のケアを受ける。
- ・ 被害者・加害者の家庭は、要望や意見の聴取を受け、事実を理解し、これからの子どもの指導・支援に学校・地域社会と連携を図りながら当たる。
- ・ 臨時PTA総会を開き、事実を確認し、今後同じことが起こらないようにこれからの対応について話し合う。

#### 【生徒指導体制】

- ・ 子どもを語る時間(毎週火・木曜の職員朝会后)や生徒指導対策委員会(学期一回)などで話し合いの場を設ける。
- ・ 生徒指導主任を中心としたPDCAサイクルを確立し、いじめ防止や早期発見に努める。
- ・ 子どもが相談しやすい環境づくり(特に養護教諭や担任外の職員にも相談できる)に努める。
- ・ 教職員の意識の向上を図るために、事例研修や問題点の共通理解、対応策の検討、生徒指導の全校体制の構築等の内容の職員研修の充実を図る。
- ・ 学校ネットパトロール事業検索結果の活用
- ・ SC、SSWとの連携
- ・ 学級PTA等で啓発資料を活用・提示し、複数の目で子どもたちを見守っていくことの大切さを確認する。
- ・ 学級活動などで、SOSの出し方教育を行い、充実を図る。

【年間計画】

月	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動等	児童会活動	情報モリ関連	教育相談	職員研修
4	・年間及び1学期の活動計画の検討 ・取組評価アンケートの作成	・生徒指導対策委員会	・(共通主題での)道徳 ・「いじめ問題を考える週間」での取組	・児童会目標確認 ・児童集会	・各教科における指導計画の確認	・家庭訪問	・学校基本方針の確認
5	・実態に基づいた対応策の検討	・「楽しい生活を送るために」の活用	・(各学年の計画に従って)性教育 ※保健・学活等で年間1回以上		・発達の段階に応じた指導の実施(各学年の計画に沿って)	・教育相談	
6		・学校楽しいーとの実施・分析	SOS の出し方教育の取組			・教育相談	
7	・取組評価アンケートの実施	子どもの声アンケートの実施・報告			・保護者向けの啓発資料配付(学級PTA)	・教育相談	
8	・取組評価アンケート集計、取組の検証 ・2学期の活動計画の検討					・教育相談	
9	・実態に基づいた対応策の検討	・生徒指導対策委員会・県いじめアンケート実施・報告	・(共通主題での)道徳 ・「いじめ問題を考える週間」での取組		・携帯・ネット利用実態調査 ・保護者向けの啓発資料配付(学級PTA)	・教育相談	
10						・教育相談	
11		・学校楽しいーとの実施・分析				・教育相談(月間:保護者対象)	
12	・取組評価アンケートの実施、集計、取組の検証	・「楽しい生活を送るために」の活用 子どもの声アンケートの実施・報告	・人権教育(校内人権週間・人権集会・人権標語募集)		・保護者向けの啓発資料配付(学級PTA)	・教育相談(月間:児童対象)	
1		・生徒指導対策委員会			・保護者向けの啓発資料配付(学級PTA)	・教育相談	
2	・取組評価アンケートの実施、集計	・学校楽しいーとの実施・分析		・児童集会 ・年間反省 ・次年度児童会目標決定		・教育相談	
3	・取組の検証 ・次年度活動計画案作成				・保護者向けの啓発資料配付(学級PTA)	・教育相談	